

これまでの地方分権の流れ（概要）

昭和 56 年 3 月	臨時行政調査会（第 2 臨調）発足
昭和 57 年 7 月	臨時行政調査会（第 2 臨調）「行政改革に関する第 3 次答申」
昭和 58 年 6 月	臨時行政改革推進審議会（第 1 次行革審）発足
昭和 60 年 7 月	臨時行政改革推進審議会（第 1 次行革審）「行政改革の推進方策に関する答申」
昭和 61 年 6 月	臨時行政改革推進審議会（第 1 次行革審）「今後における行財政改革の基本方針」
昭和 62 年 4 月	臨時行政改革推進審議会（第 2 次行革審）発足
平成元年 12 月	臨時行政改革推進審議会（第 2 次行革審）「国と地方の関係等に関する答申」
平成 2 年 4 月	臨時行政改革推進審議会（第 2 次行革審）「最終答申」
10 月	臨時行政改革推進審議会（第 3 次行革審）発足
平成 5 年 6 月	地方分権の推進に関する決議（衆議院）
10 月	地方分権の推進に関する決議（参議院）
10 月	臨時行政改革推進審議会（第 3 次行革審）「最終答申」（「規制緩和」と「地方分権」に重点）
平成 6 年 9 月	地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）
11 月	第 24 次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」
12 月	地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
平成 7 年 5 月	地方分権推進法成立
7 月	地方分権推進法施行，地方分権推進委員会発足
平成 8 年 3 月	地方分権推進委員会中間報告
12 月	地方分権推進委員会第 1 次勧告 ・機関委任事務制度の廃止 ・国の関与の新たなルール ・権限委譲 等 国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ
平成 9 年 7 月	地方分権推進委員会第 2 次勧告 ・事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補助金、税財源 等
9 月	地方分権推進委員会第 3 次勧告 ・地方事務官、事務区分（駐留軍用地特借法）
10 月	地方分権推進委員会第 4 次勧告 ・係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲 等
12 月	機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等についての大綱

- 平成 10 年 5 月 地方分権推進計画閣議決定
6 月 中央省庁等改革基本法公布
11 月 地方分権推進委員会第 5 次勧告
- 平成 11 年 3 月 第 2 次地方分権推進計画閣議
7 月 地方分権一括法成立（改正地方自治法（議員定数，議案の提出要件）含む。）
- 平成 12 年 4 月 地方分権一括法施行
5 月 改正地方分権推進法成立（有効期間の 1 年延長）
5 月 改正地方分権推進法公布・施行
5 月 改正地方自治法成立（国会への意見書提出，政務調査費等）
8 月 地方分権推進委員会意見
・監視活動の結果に基づく意見（国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策、法令における条例・規則への委任のあり方、個別法に関する諸点）
10 月 第 26 次地方制度調査会「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」
11 月 地方分権推進委員会「市町村合併の推進についての意見」
12 月 行政改革大綱（閣議決定）
・行政改革の重要課題の 1 つとしての位置付け
- 平成 13 年 6 月 地方分権推進委員会最終報告
・第 1 次地方分権改革の回顧
・監視活動の結果報告と要請
・地方税財源充実確保方策についての提言
・分権改革の更なる飛躍の展望
6 月 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令閣議決定
7 月 地方分権推進法失効
7 月 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令公布・施行
地方分権改革推進会議発足
- 平成 14 年 3 月 改正地方自治法成立（直接請求，住民監査請求制度・住民訴訟制度見直し，議員派遣の制度化，議会における点字投票等）
- 平成 15 年 6 月 改正地方自治法成立（公の施設の設置等）
11 月 第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」
- 平成 16 年 3 月 内閣総理大臣から第 28 次地方制度調査会へ諮問
5 月 地方分権改革推進会議「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」
5 月 改正地方自治法成立（議会の定例会等）
6 月 「第 28 次地方制度調査会審議項目及びその論点について」の決定
- 平成 17 年 3 月 総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」

- 4月 第28次地方制度調査会専門小委員会において、15日と25日の2回わたって、地方議会のあり方について審議
- 12月 第28次地方制度調査会が地方議会のあり方について答申
- 平成18年5月 改正地方自治法成立（議長への臨時会の招集請求権の付与等）
- 11月 改正地方自治法の議会制度の見直しに係る部分が施行
- 12月 地方分権改革推進法公布
- 平成19年4月 地方分権改革推進法施行，地方分権改革推進委員会発足
- 5月 「地方分権改革推進本部」を内閣に設置
- 平成20年5月 地方分権改革推進委員会「第1次勧告」
- 6月 改正地方自治法成立（議員の報酬に関する規定の明確化等）
地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱（第1次）」決定
- 12月 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」
- 平成21年3月 地方分権改革推進本部「出先機関改革に係る工程表」
- 6月 第29次地方制度調査会が議会制度のあり方について答申
地方分権改革推進委員会「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」
- 10月 地方分権改革推進委員会「第3次勧告」
- 11月 地方分権改革推進委員会「第4次勧告」
「地域主権戦略会議」を内閣府に設置（地方分権改革推進本部を廃止）
- 平成22年1月 「地方行財政検討会議」を総務省に設置
- 6月 「地域主権戦略大綱」を閣議決定
地方行財政検討会議の議論を受けて、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を取りまとめ
- 12月 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定
- 平成23年1月 総務省が「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」を発表
- 4月 改正地方自治法（議決対象の拡大，議員定数の法定上限を撤廃，基本構想を議決対象とする条文の削除）が衆議院にて審議中